



## 無電柱化に関する支援制度

### 1 無電柱化まちづくり促進事業

電線共同溝方式によらず実施される無電柱化について、地方公共団体が助成等するものを対象に、国が財政支援を行うものです。

この他、国土交通省では、無電柱化に関する各種支援制度を整えているため、開発事業者の皆様におかれましては、支援制度の活用にあたって開発事業を行う地方公共団体や各地方整備局等へお問い合わせください。

### 2 託送供給等約款の変更

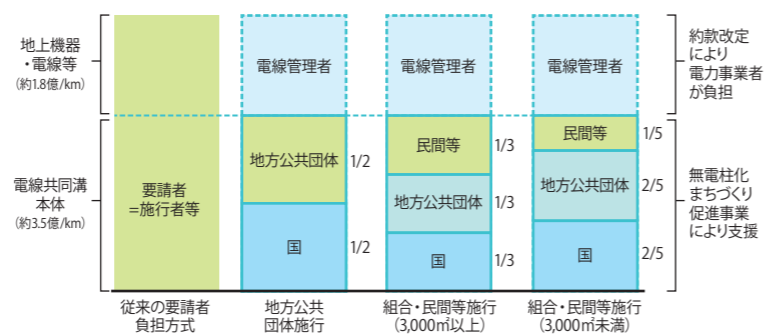
託送供給等約款の変更により、電線共同溝方式によらない無電柱化において、地上機器や電線等の整備を一般送配電事業者が費用負担することとなりました。

本約款の適用にあたっては、予め各一般送配電事業者への供給申込・申請手続（工事着手の2年前に一般送配電事業者へ通知）が必要となりますので、開発事業者の皆様におかれましては、無電柱化の実施を検討する段階で、早めに各一般送配電事業者へのご相談をお願いいたします。

### ■無電柱化まちづくり促進事業の交付要件等

交付要件	①地方公共団体が策定する「無電柱化まちづくり促進計画」に基づく事業
	②市街地開発事業等において電線共同溝方式によらず行われる事業
	③電線管理者が事業費の一部（地上機器・電線等）を負担する事業
交付対象事業費	無電柱化に係る設計費及び施設整備費（地上機器・電線等の工事費を除く） ※間接交付の場合、上記の2/3を超えない額とする （区域面積が3,000㎡未満の場合は上記の1.2倍の2/3を超えない額とする）
交付対象	地方公共団体（事業者が組合・民間事業者等の場合は間接交付）
国費率	1/2

### ■支援制度の活用による施行者等の負担軽減イメージ



## 無電柱化に関する関係法令・手引きなど

### 関係法令・通達等

- 無電柱化の推進に関する法律（平成28年法律第112号）  
<https://laws.e-gov.go.jp/law/428AC1000000112>
- 道路法施行規則  
<https://laws.e-gov.go.jp/law/327M50004000025>
- 道路法施行規則第4条の4の2の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて「開発事業における無電柱化推進のためのガイドライン【Ver.1.0】関係法令等資料（資料3-1）」に掲載  
[https://www.mlit.go.jp/toshi/city\\_plan/content/001611895.pdf](https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001611895.pdf)
- 無電柱化の推進に関する法律を踏まえた開発許可制度の運用について（技術的助言）  
[https://www.mlit.go.jp/toshi/city\\_plan/content/001985251.pdf](https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001985251.pdf)
- 無電柱化の推進に関する法律を踏まえた開発許可制度の運用について（補足）  
「開発事業における無電柱化推進のためのガイドライン【Ver.1.0】関係法令等資料（資料7-1）」に掲載  
[https://www.mlit.go.jp/toshi/city\\_plan/content/001611895.pdf](https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001611895.pdf)

### 無電柱化に関する手引き等

- 開発事業における無電柱化推進のためのガイドライン【Ver.1.3】（令和8年6月）  
[https://www.mlit.go.jp/toshi/city\\_plan/content/001611894.pdf](https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001611894.pdf)
- 無電柱化のコスト縮減の手引き（令和6年3月）  
<https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/pdf/tebiki-doc03.pdf>
- 市街地開発事業における無電柱化推進のためのガイドライン【Ver.1.4】（令和8年6月）  
[https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi\\_urbanmainte\\_tk\\_000085.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000085.html)
- 無電柱化まちづくりポータルサイト  
<https://www.mlit.go.jp/machizora/mudenntyuu/>

お問い合わせ先



国土交通省 都市局 都市計画課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
Tel: 03-5253-8293

# 都市計画法第29条に基づく 開発行為における 無電柱化について

国土交通省 都市局 都市計画課



# 都市計画法第29条に基づく開発行為における無電柱化

無電柱化の推進に関する法律により、都市計画法第29条に基づく開発行為において、**原則として無電柱化が求められています。**

都市計画法第29条に基づく開発行為（以下「開発事業」という。）においては、無電柱化の推進に関する法律（平成28年法律第112号。以下「無電柱化法」という。）第12条前段に基づき、関係事業者は、事業の状況を踏まえつつ、電線を地下に埋設すること等により、電柱又は電線を道路上に新たに設置しないようにすること（無電柱化）が求められています。



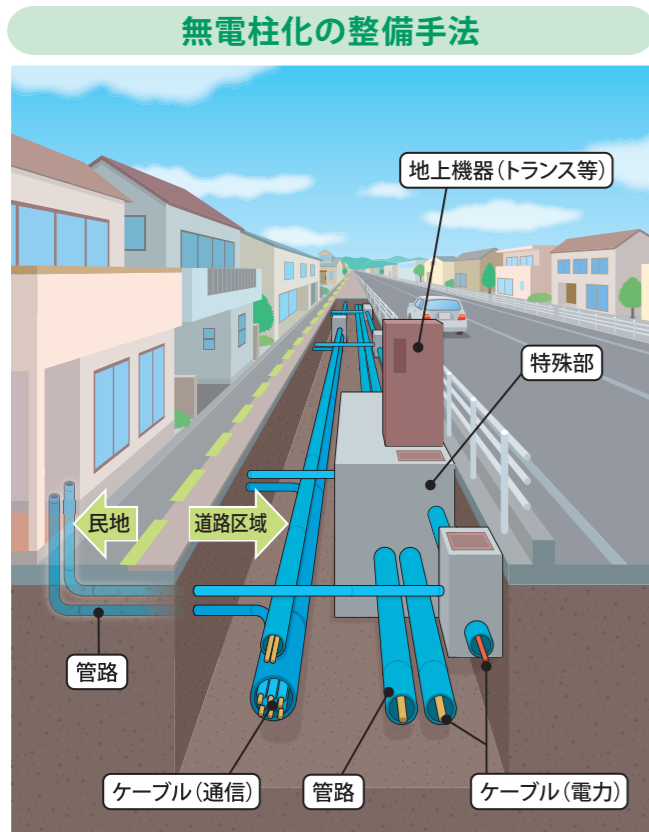
## 無電柱化によるまちづくりへの効果

開発事業における無電柱化の実施

- 「災害に強い」まちづくりの実現
- 「安全で歩きやすい」交通空間の確保
- 「良好な景観」の形成
- 「魅力的なまち・住みたくなるまち」の実現
- 「まちの差別化・高付加価値化」の実現\*

\*電柱1本当たり0.48%不動産価格が下落  
(出典：Suzuki, M. ほか (2023) Journal of Asian Architecture and Building Engineering)

## 無電柱化の整備手法・コスト縮減方策



### 無電柱化の整備手法

管路埋設構造における低コスト手法(例)

【車道部】  
●ケーブル及び小径管は従来よりも45cm、大径管は従来よりも20cm浅く埋設可能。

【歩道部】  
●従来よりも25cm浅く埋設可能。

●従来の管路材(CCVP管)と比べ、低コスト管路材(角型FEP管、ECVP管)を採用することで、約3割程度のコスト縮減が期待。

低コスト管路材の採用

《CCVP管》 《角型FEP管》 《ECVP管》

《角型FEP管の特徴》  
・曲げが容易で管台が不要  
・まとめて(条数)配管可能  
・接続がファンタッチ

《ECVP管の特徴》  
・従来同様の施工性を確保  
・経済性に配慮

### 無電柱化のコスト縮減方策

管路埋設構造以外における構造の採用(例)

小型ボックス構造の採用  
●小型ボックス内に低圧電力線と通信線を同時収用することが可能となり、掘削土量の削減、支障移設の減少が期待。

ケーブル直接埋設構造の採用  
●道路敷地内へ直線、電力線・通信線を埋設することで、地中化における管路が不要となり、掘削土量・資材の削減が期待。

※低コスト手法例については、「無電柱化のコスト縮減の手引き(国土交通省道路局 環境安全・防災課)」をご参照ください。  
<https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/pdf/tebiki-doc03.pdf>

# 開発事業における無電柱化の実施フロー

